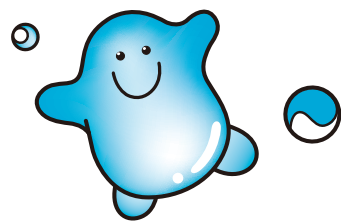


水道設備の管理区分



家庭の水道(給水装置)の管理は ご家庭の水道(給水装置)は皆さまの財産です。

給水装置の修理費用は皆さまの負担になります

給水装置は、建物の所有者が設置したもので、水道局から貸与している水道メーター以外は、所有者の財産です。したがって、給水装置の維持管理は所有者(使用者)が行い、修理などの費用は、所有者(使用者)である皆さまの負担となります。ただし、道路部分の漏水などの修理は水道局が行います。

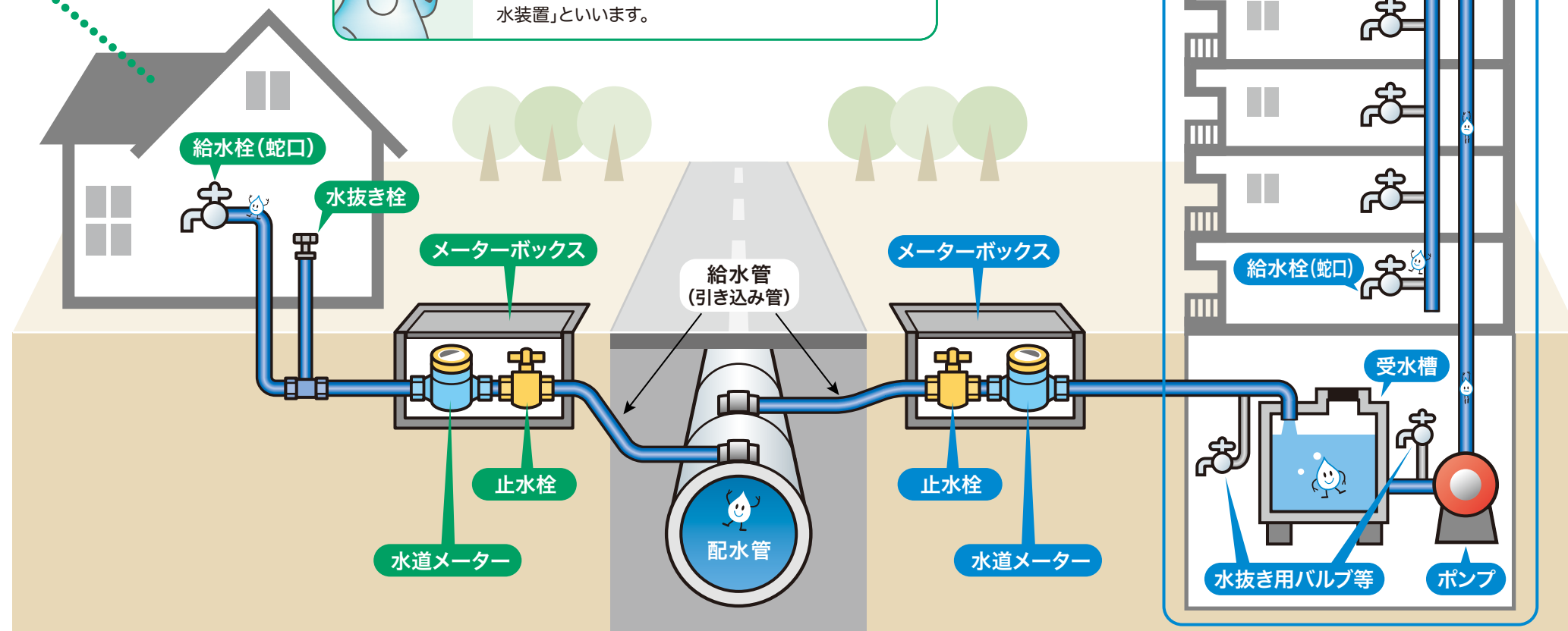
なお、修理については、札幌市の指定給水装置工事業者にお申し込みください(11ページ参照)。

給水装置には大切な飲み水が通っていますので、いつも十分注意して管理しましょう。



給水装置とは…

道路に埋めてある配水管から分かれて、家庭に引き込まれている給水管と、これに直結して取り付けてある止水栓、水道メーター、水抜き栓、蛇口などをまとめて「給水装置」といいます。



区 分	宅 地 部 分	道 路 部 分	敷 地 部 分	建 物 部 分
給水装置の管理	所有者(使用者)	水道局	設置者(所有者など)	
水質の管理	水道局	水道局	設置者(所有者など)	

マンションなどの貯水槽水道の管理は 貯水槽水道の管理は、設置者(所有者など)の責任です。

貯水槽水道の管理について

貯水槽水道は、設置者(所有者・管理を委託されている方など)が責任を持って、定期的な水質検査や施設の点検、清掃などを行い、衛生管理に努めなければなりません。

なお、簡易専用水道(受水槽の有効容量が10m³を超えるもの)については、水道法により水槽の清掃と登録検査機関による法定検査を毎年1回以上定期に行うこととなっています。



貯水槽水道の衛生管理についてのご相談は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

《お問い合わせ先》

- お住まいの区を担当する配水管理課(18ページ参照)
- 給水装置課給水保全係(☎211-7055)
- 札幌市保健福祉局保健所生活環境課(☎622-5165)



貯水槽水道とは…

建物(敷地)内に設置されている水槽(受水槽・高置水槽など)で、いったん水道水を受けてから各戸へ給水する設備です。

中高層の建物にも直接水道水をお届けできます

札幌市では、中高層の建物でも受水槽を経由しない直結給水が可能です。5階建て程度までは「直結直圧給水」、10階建て程度までは直結加圧装置(ブースターポンプ)を取り付ける「直結加圧給水」という方法があります。また、直結加圧装置を複数取り付け、より高層階へ水道水をお届けする方法もあります。ただし、いずれの場合も一部できない地域があります。直結給水にしますと、受水槽が不要となり、建設コスト、設置スペース、維持管理費が節約できるとともに、新鮮な水を配水管から蛇口まで直接お届けすることができます。



詳しくは、給水装置課審査係(☎211-7081)にお問い合わせください。

※水道局の水質管理範囲は、受水槽の直前までです。